

2010年代における青少年向け居場所施設像

—文京区青少年プラザの設立過程の議論に着目して—

青 木 門 斗

序 問題設定と研究方法

(1) 問題背景

「居場所」は、1980年代に不登校問題を背景としたフリースクール開設のなかで注目され、それ以来、教育や福祉における重要なテーマとして論じられている。「居場所」という語が子どもに関わる用語として頻繁に用いられるようになった転機は、1992年の文部省が「心の居場所」という表現を用いた不登校に関する報告書¹⁾であるという²⁾。この報告書は、学校という既に存在する空間が「居場所」となることを求めるものであり、フリースクールの実践以上に、「居場所」の心理的意味を強調することになった³⁾。「居場所」に関する社会学・教育学系の研究は心理的な面から捉えたものが多いことも指摘されており⁴⁾、「居場所」が心理的意味を付与されて論じられてきたことは確かである。

他方で、空間的・物理的に「居場所」を保障する実践も進んできた。その一つに、青少年の利用できる居場所施設の設置がある。本稿の目的は、そういった青少年向け居場所施設が施設の設置主体の立場からどのようなものとして捉えられてきたかを明らかにすることである。そこで、問題背景として、青少年向けに設置された公的施設の歴史を概観しておきたい。

戦後における青少年施設の設置契機は、1962年の中央青少年問題審議会による「青少年対策の強化について」の意見具申であった⁵⁾。この具申において、「青年の家をはじめ勤労青少年ホーム、ユースホテル等の施設」が「健全育成施設」と位置付けられる⁶⁾。実際の施策としても、「青年の家、勤労青少年ホーム、青年館など青年活動の拠点となる施設が整備されていった」⁷⁾。この時期に設置された施設は勤労青少年の利用を想定した施設であり、青年の集団利用や施設の活動による集団作りを想定していた。しかし、1970年代には青年の家の量的拡大が打

ち止めになる。1980年代に入ると、国公立の青年の家では利用者の減少が課題となった。さらに1990年代には、青少年教育施設の合理化や消滅が進むことになり、青年の家の統合合併や勤労青少年ホームの廃止が起こった。高校や大学に進学する青年が増えたことや、それに伴って勤労青少年のグループ活動が衰退したことが、施設減少の背景にあった。

他方で、1980年代以降には「集団利用を前提とせず、個人で利用できるタイプの青年施設」⁸⁾が設置される。その先駆けとして、1984年に東京都都心部に開設された東京都青少年センター⁹⁾が挙げられる。東京都青少年センターの開設当時には家庭内暴力や校内暴力の増加が問題となっており、設置にあたっては非行防止と健全育成の施策を具現化する施設として構想されていた¹⁰⁾。1990年代後半になると、「居場所」概念が不登校の子ども・若者から幅広い子ども・若者へと開かれると同時に、「都市部を中心に『居場所』や『地域活動拠点』を銘打った青少年施設がつくられてきた」¹¹⁾。1990年代後半から2000年代前半にかけて設置の進んだ、個人利用を前提とする青少年向け居場所施設には、自治体行政によって新設されたものと、既存の施設を転換したものの2つがある。行政によって新設された施設としては、1997年に東京都杉並区で中高生向けの児童館として開設されたゆう杉並などがある。転換が進んだ施設としては、2001年に南勤労青少年ホームから改称した京都市南青少年活動センターや、横浜市勤労青少年センターを前身として2002年に開館した横浜市青少年交流センター¹²⁾などがある。

「居場所」を目的に掲げる青少年施設は1990年代後半以降に設置されたものであるが、その特徴は個人利用前提の施設の先駆けとされる東京都青少年センターとも共通する。そのため、本稿では、東京都青少年センターを先駆けとして1990年代以降増加していった、在学青少年¹³⁾による個人利用を前提とした施設を青少年向け居場所施設と呼ぶ。

2000年代初頭までに設置された青少年向け居場所施設の特徴として、従来の議論から以下の二点を指摘できる。第一に、施設職員によるロビーワークの存在である。久田によれば、居場所を支える集団は「ロビーに集まる人たちの姿のように、数人の集まりから一人の存在までを受け入れる不定形なもの」¹⁴⁾である。施設職員は、こうした集団に対し、青少年ごとの求めに応じて青少年と会話し、ときにイベントの説明をしたり、ときに相談に乗ったりする。そうした若者の個人利用に対応する職員の働きは「ロビーワーク」と呼ばれ、東京都青少年センターでは職員の正規の職務内容とされていた¹⁵⁾。七澤が「青少年センター」の定義の一つに挙げている「青少年に“関わる”スタッフがいること」¹⁶⁾も、ロビーワークを担うスタッフの存在として理解できる。第二に、施設運営への青少年の参加・参画の重視である。青山によれば、1980年代までは、青年が過ごす空間の議論と、青少年の参加の議論は別のものとして展開されていたが、1990年代以降の居場所の議論では参加の議論とのつながりが重視された¹⁷⁾。実際、様々な施設で青少年が運営に参画する機会や、青少年が意見を出せる機会が設けられた。特に、施設の建設プロセスへの中高生の参画や運営委員会による中高生の自主運営を行ったゆう杉並は、様々な文献で注目されている¹⁸⁾。

(2) 問題設定

2000年代以降も、2025年現在に至るまで新たな青少年向け居場所施設の設置は全国各地で進んできた。そうした施設内における職員と青少年の関わりを明らかにする先行研究も多く見られる¹⁹⁾。先行研究では、しばしば1990年代以降に設立されるようになった青少年向け居場所施設の連続性や共通性が前提とされてきた。他方で、現在では青少年向け居場所施設を指して「ユースセンター」という語が研究と実践の双方で用いられるようになり²⁰⁾、青少年向け居場所施設の特徴や役割に対する認識には変化も生じている。

そこで本稿では、2010年代において、施設設置主体である行政担当者や区議会議員が青少年向け居場所施設をどのような施設として捉えていたかを事例を通して明らかにする。それにより、2010年代の青少年向け居場所施設がそれ以前の施設といかなる関係にあったかを探り、共通する居場所施設像や新た

に登場した居場所施設像を提示することを目的とする。2010年代の青少年向け居場所施設像を描くことは、2000年代初頭までの青少年向け居場所施設と現在の青少年向け居場所施設の議論を接続するうえで有効であると考ええる。

2000年代以降の青少年向け居場所施設について、施設自体のあり方を明らかにした研究としては大津2022がある。大津2022は、札幌市の若者支援施設の1960年代から2010年代までの変遷を取り上げ、2010年代の若者支援がターゲット化していく社会的な傾向に対して、施設ではロビーワークによるユニバーサル型支援に再注目する動きがあったことを示している²²⁾。大津の指摘は青少年向け居場所施設の特徴の一つであるロビーワークについて考察するうえで興味深い。新設の青少年向け居場所施設について既存施設との連続性や施設像の変化を探るものではない。

(3) 本稿の方法と構成

本稿では、2010年代の青少年向け居場所施設の事例として東京都文京区の文京区青少年プラザ（以下、青少年プラザ）に注目する。2010年から2013年の議会での議論を経て2015年4月に開館した青少年プラザは、2010年代の青少年向け居場所施設像を反映しており、本稿の目的に相応しい対象であると考ええる。施設を利用できるのは、文京区内に在住ないし在学・在勤の中学生および高校生世代である。2022年度にはのべ24000人以上が来館する²²⁾など、現在も多くの中高生で賑わう青少年向け居場所施設となっている。

本稿の議論は、設置検討段階の2010年から2015年における議会の会議録と行政関連文書に基づく。それらを通して青少年プラザ開設以前の議論を追うことが、施設の設置目的や位置付けを明らかにするうえで有用だと考える。また、施設の建設や事業設計に携わった行政担当者や議員の発言を参照することで、施設内の青少年と職員の関わり以上に、施設全体のイメージを捉えやすくなる。主たる資料として、文京区議会文教委員会会議録を用い、補助的に文京区議会会議録も参照した。文教委員会は文京区青少年プラザの所管課である教育委員会教育推進部を管轄とする委員会であり、文教委員会会議録によって文京区青少年プラザに関する議論を概ね確認することができる。行政関連文書としては、文京区

青少年問題協議会²³⁾による『「青少年の社会参加検討部会」「青少年の居場所検討部会」最終報告』や、青少年プラザ検討部会による『文京区教育センター等建物基本プラン検討委員会青少年プラザ部会報告書』も参照した。

本稿の構成は以下の通りである。第1節では、分析に先立ち、青少年プラザ開館までの経緯を概観する。第2節では、会議録における既存施設への言及箇所を追い、青少年プラザと既存施設との連続性を探る。第3節では、青少年プラザがどのような施設として行政担当者や議員に構想されていたのかを確認する。終節では、本稿の議論をまとめるとともに、本研究の課題を提示する。

1 青少年プラザ開館までの経緯

文京区では、少年犯罪の頻発を背景として、2000年7月に青少年問題協議会要綱が改正され、2000年10月には「青少年の社会参加検討部会」と「青少年の居場所検討部会」の2つの部会が青少年問題協議会に設置された。2002年2月に示された両部会報告書において、「青少年の居場所検討部会」は具体的な居場所の新設や既存施設の活用についての提案もしている²⁴⁾。続く2003年にかけて青少年問題協議会が青少年健全育成の充実を図るための行動指針として策定した『はじめの一步! (文京区青少年育成プラン)』(以下、「育成プラン」)では、推進項目の1つに「心と体」の居場所づくり」が掲げられ、公園や施設などのハード面の居場所と、精神的充実を得られる心の居場所の必要性が述べられている²⁵⁾。ただし、これらの提案から、直ちに具体的な青少年向け居場所施設の整備が始まることはなかった。その背景には、育成プランが「首都東京の中心に位置する都心区「文京区」では、今後、広大な公園や大規模な施設を新設することはなかなか難しい問題です」²⁶⁾と指摘するように、空間的な困難があったと考えられる。

青少年プラザの設置に直接つながる議論は、2007年以降の旧教育センターと旧福祉センターの建て替えの検討から始まった。老朽化を背景とした建て替えの検討は2010年まで続き、最終的に総合体育館跡地に新教育センターを整備することに決定した²⁷⁾。その際、新教育センターには、旧教育センターの機能に加え、福祉センターの療育部門と新設の「青少

年プラザ」を設置することになった。2010年度からは、新教育センターの具体的な建物基本プランを策定する組織として、文京区教育センター等建物基本プラン検討委員会(以下、検討委員会)が設置される。同時に、施設ごとの事業内容を検討するために施設ごとの部会も設置され、青少年プラザ部会が青少年プラザの事業内容を検討することになる。部会内での議論の詳細については明らかでないが、青少年プラザ部会による報告書が育成プランにおける青少年の居場所の定義を参照していることから²⁸⁾、部会での議論が2000年代の議論を引き継いでいたことが伺える。また、同部会は、中高生の現状を把握するべく、区立中学二年生や区内私立高校三校にアンケートを実施していた。2010年12月には、各部会の報告が取りまとめられ、「文京区教育センター等建物基本プラン素案」が作成された。この素案についてのパブリックコメントや区民説明会を経て、2010年度中に文京区教育センター等建物基本プランが策定された。

2011年度には、青少年プラザを含む教育センター全体の具体的な設計が進む。2012年2月には、文教委員会で「教育センター等建設基本設計(案)」が報告され、教育センターの施設構造や各部屋の使用用途が示された。2013年12月に「文京区青少年プラザ条例」の内容について文教委員会で議論がなされ、12月9日に制定される。同じ2013年度の間に、青少年プラザの委託事業者が選定される。2014年度の約1年間に、施設の開設準備とPRイベントが並行して行われ、2015年4月に文京区青少年プラザが開館した。以下、青少年プラザ開館までの経緯を表にまとめる。

文教委員会において青少年プラザが頻繁に話題にあがった期間は、青少年プラザの設置が初めて提言された2010年2月から文京教育センター等建物基本プランが策定される2011年2月までと、青少年プラザ条例が制定される2013年12月前後の時期である。次節以降の分析では、これら二つの時期を中心として青少年プラザに関する発言を確認した。

2 青少年向け居場所施設の連続性と共通性

(1) 既存施設との連続性

2010年代の青少年向け居場所施設は、それ以前の

表 1：文京区青少年プラザ開館までの経緯

2000.10	「青少年の社会参加検討部会」「青少年の居場所検討部会」の設置
2007	旧教育センター・旧福祉センター 建て替え検討の開始
2010.2	福祉センター及び教育センター建て替え検討委員会の検討結果報告にて、「青少年プラザ」設置の提案
2010.4	「文京区教育センター等建物基本プラン検討委員会」および「青少年プラザ部会」の設置
2010.6-7	中高生へのアンケートの実施
2010.12.	「文京区教育センター等建物基本プラン素案」の報告
2010.12-2011.1	素案についてのパブリックコメントおよび区民説明会の実施
2011.2	「文京区教育センター等建物基本プラン（案）」の報告
2011.3	「文京区教育センター等建物基本プラン」の策定
2012.2.28	「教育センター等建設基本設計（案）」の報告
2013.12.9	「文京区青少年プラザ条例」の制定
2014年度	PR事業・開設準備
2015.4	青少年プラザ開館

青少年向け居場所施設と連続性や共通性を有していたのだろうか。言い換えれば、青少年プラザは、既存の青少年向け居場所施設との関係においてどのように位置づけられるのだろうか。

会議録での既存施設への言及場面を整理すると、青少年プラザの既存施設との連続性については、三点指摘できる。

第一に、文京区内に設置されていた先行施設への言及がみられないことである。文京区では1966年から1980年代後半まで、「自発的な学習の場・仲間づくりの場」²⁹⁾として青年館が開設されていた³⁰⁾。しかし、議員や行政担当者による青年館への言及は、会議録からは見当たらない。青少年プラザには、集団利用を前提とした青少年教育施設との連続性は見られないと考えられる。

第二に、他方で、東京都内の議論当時の既存施設は強く意識されていたことである。文教委員会においては、目黒区、杉並区、豊島区、墨田区、品川区、江戸川区、武蔵野市、調布市の8自治体の名前が挙げられている。杉並区のゆう杉並、豊島区のジャンプ東池袋、目黒区の目黒区青少年プラザ、武蔵野市の武蔵野プレイスの四つについては、具体的な施設名称も言及されている。特に、ゆう杉並への言及回数は他施設への言及回数と比べても多い。青少年向け居場所施設の模範的事例としてゆう杉並が認識され、青少年プラザ設立にあたって大きな影響を与えたと言えるだろう。例えば、次のような議員の発言からは、ゆう杉並に重ね合わせて青少年プラザが認識されていたことが確認できる。

今度の教育センターは、私たちが、ゆう杉並のような青少年プラザをぜひ文京区でつくってほしいというふうに長年言ってまいりました。

ようやく、青少年プラザという形で実現していくということで、非常にうれしく思っている教育センターであります。³¹⁾

第三に、東京都外の青少年向け居場所施設への言及はほとんどみられないことである。青少年プラザに関連する議論において東京都外の自治体が言及されたのは2度に限られ³²⁾、先行研究で取り上げられてきた各地の青少年向け居場所施設が話題となる場面は見当たらなかった。少なくとも文京区議会および文教委員会の範囲では、東京都外の施設が、青少年向け居場所施設の模範像として議論にあがることはなかったと言える。

(2) 既存施設との共通性

続いて、ゆう杉並をはじめとする都内の青少年施設がどのような文脈で言及されてきたかを確認し、既存施設のどのような点が模範的とされていたのかを明らかにしよう。

既存施設は三つの文脈で言及されている。

第一に、施設を利用できる対象に関する文脈である。音楽スタジオとホールに使用料を設定していた青少年プラザ条例案に対し、使用料を設定すべきでないという立場の議員らが、既存施設の使用料を論拠の一つとして提示している。

調べたところでは7か所、全部で都内の区

市を調べた中で、武蔵野市の『武蔵野プレイス』だけが有料ということで、あとは墨田区、品川区、豊島区、江戸川区、調布市、先ほどの『ゆう杉並』も含めて、みんな無料です。[中略] せっかくできたこうした施設は、大勢の子どもたちに使ってもらおうということが一番の目的だと思いますから、そういう点では、そうした心配をしないできちっと使える施設に是非していくという点では、無料ということをこれから考えていただきたいというふうに思います。³³⁾

使用料設定の議論においては、貧困世帯などの経済的事情を抱えた子どもも含めた「大勢の子どもたちに使ってもらおう」施設となることが要請されていた。また別の場面でも、単位制高校の生徒や学校に通っていない生徒を想定して青少年プラザを午前中から利用可能にすることを要請するなかで、ジャンプ東池袋がイメージとして提示されている³⁴⁾。利用時間或使用料金において、施設を利用できる対象が限定されないようにしている点が、既存施設の模範的な特徴として捉えられていた。

第二に、施設機能の文脈である。青少年プラザの設計に関する議論では、既存施設が備えていた青少年の活動に供する設備が参考にされてきた。区議会のなかでは、ゆう杉並の工芸室や調理室、目黒区青少年プラザの和室が例に挙げられ、青少年プラザのスペースの確保と機能の拡大が要請されていた。

第三に、中高生の運営への参画の文脈である。ゆう杉並への言及の約半分が、中高生の意見反映や運営への参画の必要性を主張する発言であった。ゆう杉並で行われてきた、建設段階での中高生の意見反映と、開館後の施設運営への参画の双方について、文教委員会で要請されていた。中高生の参画の必要性を指摘する発言に、例えば、次のようなものがある。

特に利用対象者が青少年ということですので、例えばゆう杉並とかっていうのが、結構よくそういうものに関しての代表的な例として挙げられるんですけども、それに関しては、建物を計画する段階から中高生の方に入っていたいて、その後の運営まで引き続きやっていたいたというような例を聞いているんですけども、文京区の場合も区民参画という形という

ことも当然うたわれていて、特にやはり利用者の中心である中高生の方々の御意見というか、参画ということも一定必要なかと思うんです³⁵⁾

利用者の参画を求める発言は、複数年度にわたって、複数の議員にみられる。ゆう杉並の、施設設計から施設運営にいたるまで中高生自身が参画できる点が、青少年向け居場所施設の模範的なあり方として当時の議員らに捉えられていたと考えられる。

以上の検討から次のように言える。東京都内の既存施設を通して、誰もが利用することができ、中高生の活動に魅力的な施設設備を備え、施設設計から運営まで中高生の参画がなされるような場所としての青少年向け居場所施設像が、2010年代にも共有されていた。

3 新たな青少年向け居場所施設像

(1) 物理的空間としての「居場所」像

前節では既存施設との連続性を明らかにしたが、文教委員会での議論において既存施設への言及は一部に過ぎない。本節では、青少年プラザがどのような施設として構想されていたかを確認し、2010年代に想定されていた青少年向け居場所施設像を探る。まず、青少年プラザの設立にあたって「居場所」という語がいかなるイメージで捉えられていたかを探る。

文教委員会の会議録では、「居場所」は「中高生の居場所」ないし「青少年の居場所」という表現の一部として多く登場する。「中高生の居場所」は青少年プラザ建設以前から使われていた表現で、中高生の利用できる公共空間を指すことが多い。文教委員会での初出時に、青少年プラザは「以前の議論ですと中高生の居場所対策というふうに呼ばれていたもの」と説明されていた³⁶⁾。その後も、以下の発言に見られるように、「中高生の居場所」と青少年プラザはおおよそ同じものとして扱われている。

こういった青少年プラザを作っていただけで、中高生の居場所ができてくるということに関しては、本当に初めてのことですし、ありがたいと思います。³⁷⁾

具体的に言えば、「中高生の居場所」とは、中高生が放課後に過ごすことのできる場所のことである。そうした場所が求められた背景には、中高生が居られる場所がないことがあった。中高生が中心的に利用できる区有施設は児童館と学校のほかにない³⁸⁾。さらに、児童館は小学生を中心として設置されている限界があり³⁹⁾、学校でも生徒が放課後に居ることは困難であることが指摘されている⁴⁰⁾。

それに加え、中高生の居場所の必要性の主張においては、非行防止も念頭に置かれていた。「居場所や行く場所がない」なかで「非行に走らない意味もあって」、施策として場所を提供することが重要だとされていたのである⁴¹⁾。

要するに、「中高生の居場所」の物理的・空間的な側面が中高生の生活環境の文脈で注目されていた。もちろん、居場所の心理的性格が言及される場面もある。ある議員は、中高生に提供する居場所を「ちょっと友達同士がしゃべったりほっとできる時間、そういう空間」と意味づけている⁴²⁾。しかし、こうした居場所の心理的性格に注目した発言は会議録全体のなかでも非常に数少なかった。「居場所」の心理的性格は理解されていたものの、少なくとも議論において前面的には登場しなかったといえる。「居場所」は第一に、中高生が物理的に居ることのできる空間として理解され、居る場所がなく非行の危険性があるという課題への対策として居場所の必要性が捉えられていた。この捉え方は、行政担当者と議員の双方に共通している。

(2) 活動拠点としての居場所施設

しかし、青少年プラザ部会報告書や青少年プラザの設置目的に関する発言には、異なる青少年向け居場所施設像を見出すことができる。それは、中高生が自主的な活動を行う場所としての居場所施設である。例えば、青少年プラザ部会報告書では、「青少年の居場所」を「子どもたちが自主的、自発的な活動ができる場」と説明している⁴³⁾。また、区長も区議会において「放課後の自主的な活動のきっかけづくりをする場として青少年プラザを計画した」と述べている⁴⁴⁾。そのほか、文京区議会や文教委員会での議論において、主に区長や行政担当者が、青少年プラザを説明する際に「自主」や「活動」という表現を繰り返し用いている。青少年向け居場所施設に、自主的な活動を行う場所という意味が付与され

ていたことは明らかである。

それでは、「自主的な活動」とは具体的に何を意味するのだろうか。「自主的な活動」として第一に想定されていた内容は、スポーツや音楽、ダンスなど、施設設備が要求される活動である。音楽スタジオやホールの使用料設定の議論において、使用料の徴収が中高生の「自主活動」の障害となるという懸念を議員が提起していることから⁴⁵⁾、音楽スタジオやホールを使用する音楽活動やダンス活動が自主的な活動と見なされていたことが理解できる。青少年プラザ部会によるアンケートで、「家や学校ではできない活動で、これからやりたいことがありますか？」という設問に「ある」と答えた人が具体的に提示したもので最も多かった活動がスポーツであり、ダンスやバンド活動、楽器、音楽が続いた⁴⁶⁾。そうしたアンケートによる中高生の意見を踏まえて、青少年プラザにはスポーツや音楽といった「自主的な活動」の可能な施設が設置されたという。

他方で、「活動」をより広義に捉える文脈もみられる。議論では「様々な活動」のために、音楽スタジオやホールといった「占有をして自分たちだけで使いたいというスペース」だけでなく、談話スペースや自習室、軽運動室といった「ふらりと来て、好きに活動していただくスペース」も提供することが想定されていた⁴⁷⁾。それらのスペースについては「ふらっと利用してもらって自由に活動できる」⁴⁸⁾という表現がなされており、活動内容が規定されていない点が特徴的である。言い換えれば、活動内容を規定しない空間を確保することにより、中高生個人ごとの自主的な活動を可能にしようとしていたと考えられる。

ところで、中高生の施設運営への参画も「自主的」という点で、「自主的な活動」の一部に含まれていたと考えられる。実際、行政担当者は「施設利用者による自主的事業」が求められると述べ、実質的な施設運営への施設利用者の関わりを想定していることを説明していた⁴⁹⁾。

ただし、運営への参画は、「自主的な活動」のなかで限定的な位置づけであった。中高生自身の自主運営の是非を尋ねる質問に、行政担当者は次のように回答している。

運営の部分につきましては、「ゆう杉並」は、開設してからそれなりの時間がたっているとい

うふうに思っております。ある程度事業のほう
が、事業というか施策のほうが成熟してきた段階
で、今のような企画ですとか、それから運営
の部分の自主的な部分とかというの視野に
入ってくるのかとは思っております。⁵⁰⁾

自主的な運営は「事業成熟後の取り組み」として
位置付けられたが、これはスポーツや音楽などの活
動や個人ごとの自由な活動とは異なる位置付けだとい
える。音楽やダンス等の活動は、既存施設である
ゆう杉並でも重視されてきたが、それと同様かそれ
以上に中高生の運営への参画が重視されてきた。他
方で、青少年プラザにおいては、自主的な活動こそ
が主題化され、運営への参画はその一部として限定
的な位置づけにあった。

終 総括

本稿の目的は、青少年プラザという事例を通し
て、2010年代における青少年向け居場所施設像を明
らかにすることであった。2010年代の青少年向け居
場所施設像について明らかになったのは、以下の二
点である。

第一に、1997年に開設されたゆう杉並が青少年向
け居場所施設の模範像となっており、青少年プラザ
との連続性がみられることである。2003年に東京都
調布市に開設された青少年ステーションCAPSが事
業計画時にゆう杉並を参考にしたことは既に指摘さ
れているが⁵¹⁾、その動向は2010年代にも続くことを
確認できた。また、ゆう杉並との連続性において、
中高生の運営への参画が青少年向け居場所施設の重
要な要素として認識されていたことも明らかになっ
た。このように青少年向け居場所施設としての連続
性を明らかにすることで、2000年代初頭までに設
立された青少年向け居場所施設と2010年代以降に設
立された施設の議論を接続し、青少年向け居場所施
設の動向を全体的に把握することが可能になると考
える。

第二に、青少年プラザ建設にあたって、青少年の
自主的な活動の拠点としての青少年向け居場所施設
像が登場したことである。会議録や行政資料では、
音楽やダンスをはじめとした青少年個人のニーズに
合わせた活動のきっかけとなることが、青少年向け
居場所施設の目的として認識されていた。もちろ

ん、ゆう杉並においても音楽やダンス等の活動は活
発に行われていたし、居場所がもつ「やりたいこと
をやる場」としての性格については川上も指摘し
ている⁵²⁾。しかし、それらは居場所のもつ性格の一
部に過ぎなかった。青少年プラザの議論において
は、ゆう杉並では最重視されていた中高生の運営へ
の参画が限定的な位置付けに置かれ、「自主的な活
動」という語のもとに、活動拠点としての居場所施
設像こそが前面に出された。2010年代に新たに重視
された居場所施設像を明らかにすることは、現在に
いたるまでの青少年向け居場所施設の変化や社会的
役割を検討するうえで有用であると考ええる。

なお、本研究には以下のような限界と課題があっ
た。

第一に、本稿は東京都の一施設を事例としたため、
青少年向け居場所施設の連続性を全国的なものへと
敷衍するには限界がある。ゆう杉並を青少年向け居
場所施設の模範像とする認識が全国的な傾向か、東
京都内の傾向かは、判別できない。また、青少年プ
ラザは自治体が新たに設置した居場所施設であり、
1980年代に存在した青年館との関係性も不明である。
そのため、既存施設の転換による居場所施設と1990
年代以降現在までに新たに設置された施設の影響関
係についても、今後の課題として残っている。

第二に、2010年代の居場所施設像として「自主
的な活動」が前面化した理由は、本稿では明らかにな
っていない。会議録内に、自主的な活動の場としての
青少年向け居場所施設像を問い直すような発言は見
られず、前面化した背景を探ることは困難であった。
今後は、同時代的な学校教育や青少年教育の政策や
社会経済的な状況を踏まえて、青少年向け居場所施
設像の大局的な背景を探ることが求められる⁵³⁾。

注

- 1) 学校不適応対策調査研究協力者会議『登校拒否（不登校）問題について——児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して』1992年を指す。
- 2) 安齊智子「『居場所』概念の変遷」『発達』第24巻第96号、2003年、33-37頁。石本雄真「居場所概念の普及およびその研究と課題」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第3巻第1号、2009年、93-100頁。
- 3) 石本前掲、2009年。
- 4) 中島喜代子・廣出円・小長井明美「『居場所』概念の

- 検討』『三重大学教育学部研究紀要』第58巻、2007年、77-97頁。
- 5) 本段落の記述は、以下の先行研究を踏まえている。安藤耕己「若者の『居場所』へのまなざし——史的考察」田中治彦・萩原建次郎編『若者の居場所と参加』、2012年、70-86頁。上野景三「青少年教育施設の変遷と課題——倶楽部から公民館、青少年教育施設へ」日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育——自己形成の場と関係性の変容』2002年、38-50頁。田中治彦「居場所と参加を生み出す方法論」田中治彦・萩原建次郎編『若者の居場所と参加』、2012年、148-165頁。
- 6) 上野前掲、2002年、42頁。
- 7) 田中前掲、2012年、154頁。
- 8) 田中前掲、2012年、157頁。
- 9) 東京都青少年センターは、1997年に臨海部へと移転された後、2004年に閉館している。
- 10) 伊藤学「若者を支援する施設の課題と役割——東京都青少年センターのロビーワークの記録」久田邦明編著『子どもと若者の居場所』萌文社、2000年、96-117頁、97頁。
- 11) 阿比留久美「孤独と居場所の社会学」大和書房、2022年、33頁。
- 12) 2025年現在は、横浜市青少年交流センターの機能を引き継ぐ形で、横浜市中区に「青少年交流・活動支援スペース」(愛称さくらリビング)が設置されている。
- 13) ここでは、在学青少年が高校に在学する青年か大学に在学する青年であるかを問わない。
- 14) 久田邦明「子どもと若者の居場所——大人に期待される役割」久田邦明編著『子どもと若者の居場所』萌文社、2000年、202-227頁、218頁。
- 15) 田中前掲、2012年。
- 16) 七澤淳子「青少年センターでの居場所づくり」田中治彦・萩原建次郎編『若者の居場所と参加』、2012年、108-126頁、108頁。
- 17) 青山鉄兵「青少年教育研究におけるユースワーク論の位置」『人間科学研究』第39号、2017年、35-50頁。
- 18) 新谷周平「若者の参画の機能——『ゆう杉並』中・高校生運営委員会を対象として」日本社会教育学会編『子ども・若者と社会教育——自己形成の場と関係性の変容』2002年、170-182頁。金丸あや「中高生対象施設『ゆう杉並』の計画プロセスの研究」『日本建築学会近畿支部研究報告集、計画系』第39巻、1999年、385-388頁。鈴木雄司「中・高校生を対象とした児童館活動——杉並区児童青少年センター「ゆう杉並」の実践」『世界の児童と母性』第51号、2001年、50-53頁など。
- 19) 2003年開設の青少年ステーションCAPSを取り上げたものとして、松山鮎子「青少年教育施設における『居場所』の役割について——職員の日常的支援とコミュニケーションの構造に着目して」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊』第19巻第1号、2011年、159-169頁、2015年設立の文京区青少年プラザを取り上げたものとして、執行治平・杉山昂平「ユースワーカーの専門的実践としての『働きかけに応じない自由の確保』——新たな活動に向けた促しに着目して」『青少年教育研究センター紀要』第11号、2023年、34-45頁などがある。
- 20) 例えば、杉山ら2024は先行研究を踏まえつつ、「フリースペースを中心にホールやスタジオなどが併設され、大人のスタッフが常駐し、青少年や若者が自由に活動できる施設」(杉山昂平・矢作優知・横田伸治・山内祐平「ユースセンターを利用する青少年と地域の大人を仲介するドロップイン・プログラムのデザインに関する実践的検討」『社会教育学研究』第60巻第2号、2024年、1-14頁、2頁)としてユースセンターを定義している。
- 21) 大津恵実「ユースセンターにおける若者支援実践の変遷とロビーワークの再発見——札幌市の事例から」『教育学の研究と実践』第17号、2022年、1-12頁。
- 22) 令和5年度文京区青少年問題協議会、資料第3号。
- 23) 文京区青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法に基づいて1956年から設置された、区長の附属機関である。同法によれば、青少年問題協議会の役割は、「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること」(地方青少年問題協議会法、第二条一)ならびに「総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること」(同法、第二条二)である。
- 24) 東京都文京区青少年問題協議会『『青少年の社会参加検討部会』『青少年の居場所検討部会』報告書』2000年。
- 25) 東京都文京区青少年問題協議会『はじめの一步! (文京区青少年育成プラン)』2004年。
- 26) 東京都文京区青少年問題協議会前掲、2004年、41頁。
- 27) 2007年度には、「福祉センター及び教育センター建て替え等検討会」で協議が進み、施設の方向性や建設候補地が示された。2008年度は、「福祉センター及び教育センター建て替え地等検討協議会」で建て替えの候補地と施設内容の諮問が行われたが、候補地の決定には至らなかった。その後、2009年度に、「福祉センター及び教育センター建て替え検討委員会」において具体的な建て替え候補地が検討された。なお、新福祉センターは旧第五中学校跡地に整備されることが決まった。

- 28) 『文京区教育センター等建物基本プラン検討委員会青少年プラザ部会報告書』2010年。以下、部会報告書と表記する。
- 29) 文京区『文京区市』文京区、2018年、369頁。
- 30) 1990年に青年館は「向丘社会教育館」として機能の拡大・整備がなされている（文京区市、p.513）
- 31) 『文京区議会文教委員会会議録』、2012年2月28日文教委員会、71頁、国府田委員。これ以降の文教委員会からの引用については、『文京区議会文教委員会会議録』の表記を省略する。強調は引用者によるもので、以下全ての強調について同様である。
- 32) また、そのうち1度は、三重県津市の子どもを対象とした研究を紹介する発言であり、津市の取り組み自体を紹介するものではない。
- 33) 2013年12月2日文教委員会、39頁、板倉副委員長。
- 34) 2010年2月5日厚生委員会・文教委員会連合審査会、20-21頁、品田委員。
- 35) 2010年6月9日文教委員会、98頁、前田委員。
- 36) 2010年2月5日厚生委員会・文教委員会連合審査会、9頁、小野澤企画課長。
- 37) 2013年12月2日文教委員会、14頁、松下委員。
- 38) 部会報告書、1頁。
- 39) 2010年2月5日厚生委員会・文教委員会連合審査会、30頁、藤田男女協働子育て支援部長。
- 40) 2010年12月3日文教委員会、22頁、品田委員。
- 41) 2010年12月3日文教委員会、22頁、品田委員および、2013年12月2日文教委員会、17頁、松下委員。
- 42) 2010年12月3日文教委員会、22-23頁、品田委員。
- 43) 部会報告書、1頁。
- 44) 2010年2月17日文京区議会、60頁、成澤区長。
- 45) 2013年12月2日文教委員会、6-7頁、海津委員。
- 46) 『文京区教育センター等建物基本プラン検討委員会青少年プラザ部会中高生アンケート集計結果』2010年。
- 47) 2013年12月2日文教委員会、30頁、佐藤男女協働子育て支援部長、および19頁、佐藤男女協働子育て支援部長。
- 48) 2013年12月2日文教委員会、28頁、木幡児童青少年課長。
- 49) 2010年12月3日文教委員会、3-4頁、井原児童青少年課長。
- 50) 2013年12月2日文教委員会、37頁、木幡児童青少年課長。
- 51) 松山前掲、2011年。
- 52) 川上慶子「地域社会における中高生世代の居場所づくり実践に関する研究——長野県茅野市こども館『CHUKOらんどチノチノ』の実践から」『国立青少年教育振興機構研究紀要』第8号、2008年、13-23頁、15頁。
- 53) 例えば、2008年4月18日の文部科学大臣による中央教育審議会への諮問「新しい時代に求められる青少年教育の在り方について（諮問）」では、体験活動不足への対応に青少年教育施設の意義が見出されており、青少年教育政策の動向が青少年向け居場所施設像に何らかの影響を与えた可能性が示唆される。

